

地域安全ニュース



令和5年8月

健康食品を勧める

悪質な電話勧誘に注意してください



健康に対する消費者の関心や不安につけこみ、電話で効果・効能について根拠のないことを告げたり、しつこく勧誘して高額な健康食品を購入させるなど、悪質な業者による被害が発生しています。

「電話勧誘販売」とは

事業者が電話で勧誘し、申込みを受ける取引のことを言います。電話 を一旦切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合に も該当します。

「クーリング・オフ」(契約の解除)とは

一旦、契約の申込みや締結をした場合でも、一定の期間であれば、無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。 電話勧誘販売では、契約書面を受け取った日から数えて<u>8日以内</u>であれば、書面などによりクーリング・オフができます。

クーリング・オフができる取引かどうかなど不明な点があれば、悩まず、警察や消費生活センターなどに相談してください。

被害に遭わないためのポイント

- ① 必要のない物はきっぱりと断り、早めに電話を切りましょう!
- ② 健康食品にもかかわらず、医薬品的な「効果・効能」をうたう勧誘には注意しましょう!
- ③ 契約や購入は一人で決めず、家族などに相談しましょう!

冬場は、<u>カニなどの海産物</u>の電話勧誘販売の増加が懸念されますので、特に注意しましょう。



京都府警察本部 生活保安課 電話 075 - 451 - 9111

